

コミュニケーション・ロゴマークの使用規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）がコミュニケーションシンボルとして制定するコミュニケーション・ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）に関し、適正な使用方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「ロゴマーク」とは、別図1に示す「コミュニケーション・ロゴマーク」の基本デザイン及びその展開デザインとして本協会が定めるものとする。

(使用許諾の申請)

第3条 ロゴマークの使用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニケーション・ロゴマーク使用許諾申請書（様式第1号）を本協会に提出しなければならない。

2 申請者となるべき者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 本協会の加盟団体
- ② 本協会との間においてオフィシャルスポンサー等の協賛に関する契約を締結した者であり、なおかつ、同契約内においてロゴマークの使用の権利を付与された者
- ③ 上記以外の者であり、本協会が特に認めた者

(使用許諾の基準)

第4条 本協会は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは申請に係る使用許諾をするものとする。ただし、スポーツウェア等のアパレル関連の商品等での使用については、本協会のオフィシャルスポンサーのブランドに関してのみ許諾されるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾をしないものとする。

- ① 申請者若しくはその活動等またはロゴマークの使用方法が法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ② 申請者によるロゴマークの使用により、本協会が特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を支援又は助長するものと一般人をして受け止められるおそれがあると認められるとき。
- ③ 専ら申請者若しくは申請者の関係者又はそれらが提供する商品若しくはサービス等の信用を高めるためにのみ使用すると認められるとき。

- ④ 申請者若しくは申請者の関係者又はそれらが提供する商品若しくはサービス等の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められるとき。
- ⑤ 申請者によるロゴマークの使用が、本協会、ハンドボール競技又はロゴマークのイメージをおとしめるおそれがあると認められるとき
- ⑥ 前各号に掲げる場合のほかロゴマークの使用を不相当と認めるとき。

(使用許諾をした場合の処理等)

第5条 本協会は、第3条の規定による申請に基づき、使用許諾をしたときはコミュニケーション・ロゴマーク使用許諾通知書（様式第2号。以下「使用許諾通知書」という。）により、使用許諾をしないことを決めたときはコミュニケーション・ロゴマーク使用不諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 本協会は、申請者に対してロゴマークの使用を許諾する場合、第7条に定めるロイヤリティの有無及び金額又は算定基準、使用の期間、方法、回数、使用の対象となる商品又はサービスの種類等の制限を設け、その他必要な条件を定めることができる。
- 3 本協会は、アパレル商品（アウターウェア、インナーウェア、ユニフォーム、シューズ、ソックスを含むがそれに限らない）、ボールその他のハンドボール用具に対するロゴマークの使用については、オフィシャルスポンサー契約を締結しているものに限り、許諾することができる。

(使用許諾の期間)

第6条 使用許諾の期間は、1年を超えることができないものとする。

(ロイヤリティ)

第7条 ロゴマークの使用許諾を受けた者（以下「使用者」という）が、ロゴマークを添付した商品を販売する場合は、本協会に対し、売り上げの3%をロイヤリティとして支払うものとする。

- 2 前項のほか、使用者は本協会に対し、ロゴマーク使用の対価として、本協会との間の合意に基づくロイヤリティを支払うものとする。ただし、非営利活動のため使用する場合はこの限りでない。
- 3 使用者は、前2項に定めるロイヤリティを、毎月末日締めにて翌月末日限り本協会が指定する銀行口座に振込み支払うものとする。ただし、前項のロイヤリティについて別に支払い時期を定める場合はこの限りでない。

(使用者の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 本協会が定めたコミュニケーション・ロゴマーク表現マニュアルに沿って正しく使用すること。
- ② 使用許諾を受けた用途のみに使用すること。
- ③ 使用許諾の条件に従い使用すること。
- ④ 使用に当たっては、本協会がロゴマークの商標権及び著作権を保有する者であることを明示すること。
- ⑤ ロゴマークの使用に際し本協会が貸し出した物件を期限までに返還すること。
- ⑥ 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに本協会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- ⑦ ロゴマークの使用を終えたときは、速やかにロゴマーク使用報告書（様式第4号）を本協会に提出すること。

（許諾内容の変更等）

第9条 使用者が使用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめコミュニケーション・ロゴマーク使用内容変更申請書（様式第5号）を本協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 本協会は、前項の規定による申請に基づき承認することが適当と認めたときはコミュニケーション・ロゴマーク使用内容変更承認通知書（様式第6号）により、承認することが適当でないとは認めるときはコミュニケーション・ロゴマーク使用内容変更不承認通知書（様式第7号）により、使用者に通知するものとする。

（使用許諾の取消し）

第10条 本協会は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すものとする。

- ① 使用者が第3条第2項に定める申請者としての資格を失ったとき
 - ② 使用者が第4条第2号各号に該当するに至ったとき
 - ③ 使用者が第8条の規定に違反していると認めるとき。
 - ④ 偽りその他不正の手段により使用許諾を受けたと認めるとき。
- 2 本協会は、前項の規定により使用許諾を取り消したときは、その使用者に対し、コミュニケーション・ロゴマーク使用許諾取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。
 - 3 本条の規定により使用許諾を取り消された者は、ロゴマークの使用を直ちに全て中止する。
 - 4 本協会は、第1項の規定により使用許諾を取り消したときは、使用者に対し、ロゴマークが使用された商品、ポスター、頒布物、その他の物品等の回収を求めるこ

とができる。

(差止め及び損害賠償)

第11条 本規程に基づく使用許諾に基づくことなくロゴマークを不正に使用した場合、本協会は使用の差し止めを求めることができる。

2 前項の場合において、本協会は当該不正使用者に対し損害賠償を求めることができる。

(細則)

第12条 この規定に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、本協会の理事会での決議による。

附則

この規程は平成18年12月1日から施行する。

2023年2月12日 2022年度第3回理事会にて一部改定

別図1

【本規程の定めにより使用できる】



バージョン A (囲みバージョン)



バージョン B (囲み無しバージョン)



バージョン C (JAPAN バージョン)



バージョン D (マークバージョン)